平成21年10月1日以降に出産される方へ

出産育児一時金は、平成21年10月から、

- ① 原則42万円となり (4万円引上げ)
- ② 病院等から請求される出産費用については、原則42万円の範囲内で医療保険者から病院等に出産育児一時金を直接支払うことになるため、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります(直接支払制度)。
- ※ 出産育児一時金が42万円以上支給される場合でも、42万円までが直接支払制度の対象です。42万円を超える部分はご加入の医療保険者にご自身で請求いただくことになります。
- ※ 出産費用が42万円未満で収まった場合は、ご本人様はその差額を医療保険者に請求することができます。
- ※ 直接支払制度の利用を希望されない場合は、従来の支払方法(出産後の事後払い)の 利用も可能です(ただし、出産費用を、病院等にいったんご自身で支払うこととなります)。

☆厚生労働省ホームページに出産育児一時金の見直 しについての情報を掲載していますのでご参照ください。

* 直接支払制度の利用を希望される方は、病院等の窓口でこのシールと保険証を提示し申し出てください。

医療機関・助産所の窓口の担当の方へ

私は、出産育児一時金の直接支払制度 の利用を希望いたします。つきましては、 手続をよろしくお願いします。